

〈3〉 輸出規制番号の国際化案について

CISTEC輸出管理委員会事務局

規制品目番号の国際化に関しては、昨2011年10月にCISTECのあり方専門委員会から要望を出し、更に2012年2月に日本貿易会殿、日本機械輸出組合殿と三団体連名で経済産業省に要望書を提出したところです。

これに対応して経済産業省も真摯に対応していただき、国際化に関する法制度の検討をCISTECと進めてきました。

以下に、経済産業省が現在考えている国際化案の概要をご説明します。この国際化案は、CISTECと経済産業省の検討を踏まえて経済産業省から提示されたものですが、人によって国際化に対するイメージが大きく異なることから、検討が進められている国際化の具体的なイメージを掴んでいただくためにご紹介するものです。

この国際化案は、産業界からの国際化の要望を踏まえつつ、制度的な制約等の中で検討された案となっておりますが、専門委員会等での議論を通じて、いくつかの論点が抽出されてきており、それらについては引き続き検討を進めていきます。

なお、別途の記事で「産業界の懸念とこれに関する考え方」も掲載していますので併せてお読み下さい。様々な制約がある中で、完全なものを最初から期待することはできず、今は少しでも前に進めることが必要ではないかと事務局では捉えているところです。

1. 国際化の目的

我が国の規制品目番号を国際的デファクトスタンダードとなっているEU規制リストに合わせるといふ国際化を要望しており、この目的は以下の通りです。

(1) 次の違いがあり、該非判定が負担になっている。

①分類が異なり、対応関係が分かりにくい。

EU規制リストはWAベース（カテゴリー0～9）、外為法は国際レジームをベース（1～16項）に分類。

②個々の貨物・技術を規定する項目（輸出令別表1・外為令別表）とEU規制リストの規定項目が、1対1に対応していない。

例

輸出令別表1 5 (18)	対応するEU規制リスト
繊維を使用した成型品	1A002
製造装置	1B001
炭素繊維・プリプレグ	1C010

(2) 海外子会社との情報共有等の観点から、外為法の番号とEU規制リストの両方を管理（二重管理）しなければならず管理負担が大きい。

2. 国際化する際の前提

2.1 国際化する際に考慮が必要な要因

(1) 制度的制約（番号面）

法体系については、現行の外為法、輸出令（貨物）、外為令（技術）、貨物等省令の体系を前提とする。“0項”、“A項”などアルファベットなどは使用できない。また、EU規制リストと一致させるために当初から欠番とするなどは不可。

(2) 運用面

レジームのガイドラインに沿った運用が必要であり、大量破壊兵器関連貨物・技術を優先する規定とした方が分かりやすい。（添付書類、申請窓口など）。また、包括マトリックスの分かり易さ、罰則規定の適用（輸出令第13条）を考えると、WAベースの

EU規制リストよりもレジーム毎に整理した体系の方が分かりやすい。

2.2 国際化の方向性

以上の点を踏まえ、国際化は以下の方針で考えています。

- (1) 現行の番号体系（1～16項）を維持する。
- (2) 政令・省令ベースでEU規制リストと1対1対応となるように整理するとともにし、項の中をカテゴリー順に並び替える。
- (3) 5桁の読替表によって政令項番を申請コード番号（EU規制リスト）に読替えて、申請は申請コード番号（EU規制リスト）によって行う。

これによって、番号体系は異なるものの、項目間の対応関係が明確となり、かつ、EU規制リストに読替が容易にできることから、該非判定や番号の二重管理の負担は大幅に改善されるものと考えられます。

3. 具体的な国際化案

上記前提を踏まえ、以下の案が提示されており、CISTEC、日本機械輸出組合、日本貿易会の委員会等に説明しています。

- ①政令ベースでEU規制リストと1対1対応となる

ように整理を行ない、貨物等省令は政令項番と1対1対応させ、政令項番の順に規定する。これによって、政省令とEU規制リストが1対1対応となる。

- ②申請手続き上WMD関連貨物とWA関連貨物は区分して規定した方が分かりやすいことから、現行の番号体系を維持する。

（2～4項：WMD関連、5～14項：WA関連）

- ③現状の条、項、号、イ、ロ、ハ等の政省令番号体系を維持するが、政令項番とEU規制番号リストが1対1対応する5桁の輸出許可申請コード読替表（仮称。約340品目）を使用してEU規制リストへの読替えを行う。

- ④重複規制の扱い

WMD関連品目とWA関連品目が重複規制されている場合（主にMTCRとNSG）、以下のような優先分類とする。

- a) 国際化案：WMD関連品目優先分類
MTCR>AG>NSG>WA
- b) EU規制：WA関連品目優先分類
WA>MTCR>NSG>AG

この結果、国際化案では工作機械、炭素繊維等の品目においてEU規制と規制内容が異なる場合が生じる。

資料－1 国際化の方向性（案）

EU 規制リスト	国際化（案）			
	NSG (2項)	AG (3項 3の2項)	MTCR (4項)	WA (5~13項)
カテ0（原子力）	2(1)			
カテ1（先端材料）	2(2)	3(1)	3の2(1)	4(1)
カテ2（材料加工）	2(3)	3(2)	3の2(2)	4(2)
カテ3（エレクトロニクス）	2(4)			4(3)
カテ4（コンピュータ）				4(4)
カテ5-1（通信）				9
カテ5-2（情報セキュリティ）				9-2
カテ6（センサー・レーザ）	2(5)			4(5)
カテ7（航法関係）				4(6)
カテ8（海洋関係）				12
カテ9（推進装置）		3の2(3)	4(7)	13

2項（原子力の例）

- 2（1）NSGで規制されるEU規制リストのカテゴリー0の貨物
- 2（2）NSGで規制されるEU規制リストのカテゴリー1の貨物
- 2（3）NSGで規制されるEU規制リストのカテゴリー2の貨物
- 2（4）NSGで規制されるEU規制リストのカテゴリー3の貨物
- 2（5）NSGで規制されるEU規制リストのカテゴリー6の貨物

（注）国際化案は2～4項の中の項番の中はEU規制リストのカテゴリー順に並べる。
また、規定項目は1対1になるように整理する。
なお、14～15項に関しては今後扱いを検討する。

資料-2 実現可能性の高い国際化規定（案）

輸出令 別表第一

一		
二	(1) 原子力専用品であって次に掲げるもののうち、経済産業省令で定める仕様のもの 1. ○○○ 2. ○○○ (2) 先端材料関係の原子力汎用品であって、次に掲げるもののうち、…… 1. ○○○ (3) 材料加工関連の原子力汎用品であって、次に掲げるもののうち、…… 1. ○○○	全地域
～	～	

外為令 別表

一		
二	(1) プログラムであって次に掲げるもののうち、…… 1. ○○○ 2. ○○○ (2) 技術（プログラムを除く）であって次に掲げるもののうち、…… 1. ○○○ 2. ○○○	全地域
～	～	

輸出貿易管理規則等で読替規定（5桁）を整備（EU規制リスト番号には飛び番号があるため、輸出令・外為令の順番とは必ずしも整合しない。）

輸出令別表1の項番	許可申請書記載用のコード番号
2 (1) 1	0A001
2 (1) 2	0B001
2 (1) 3	0B002
2 (1) 4	0A003

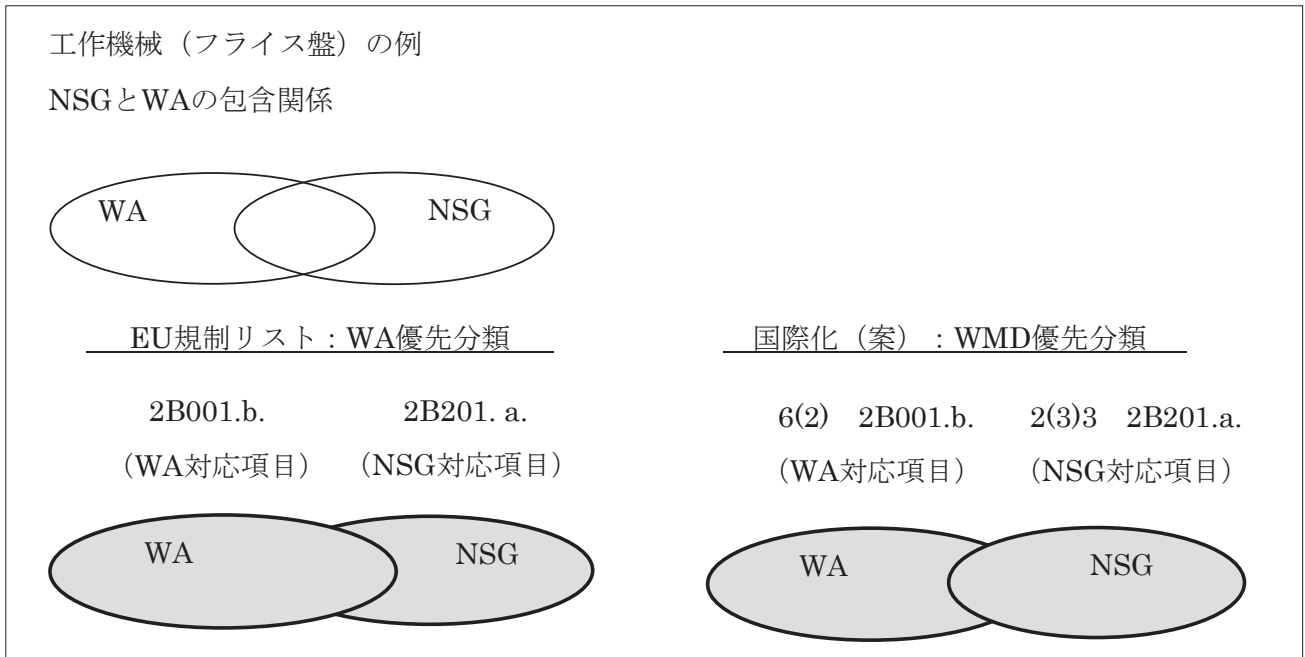
2 (2) 1	1A202
2 (2) 2	1A225
2 (2) 3	1A226
2 (2) 4	1A227

外為令別表の項番及び貨物等省令の項番	許可申請書記載用のコード番号
2 (1) 1 第15条第1項第一号	0D001
2 (1) 2 第15条第1項第二号	1D201
2 (1) 第15条第1項第三号	2D002 (N)

2 (2) 1 第15条第2項第一号	0E001
-----------------------	-------

*外為令は省令項番で整理することを要検討。

資料－3 WAとWMDレジームで重複規制があった場合の分類



⑤WAのSL (Sensitive List) 及びVSL (Very Sensitive List) の扱い

リスト上はBL、SL、VSLを区別せず、告示貨物等としてSL及びVSLを規定する。この場合、告示貨物等は単なる項目の記載ではなく、仕様等も規定する（WAのSL、VSL Listのイメージ）。

4. 論点抽出

上記の案については、以下の点が論点となっています。別途の記事を併せてご参照下さい。

4.1 詳細な読替表の必要性

現行案では、読替表は5桁までの読替としていません。通関などでは1A001等の5桁の番号（政令番号相当）で足りるものの、詳細な該非判定、特例適用や告示貨物、包括許可のマトリクス等も含めた社内管理の効率化や読替表による5桁の番号と貨物等省令番号の二重管理負担の回避、子会社との情報共有等も考えれば、6桁以降の細分類項番（最大10桁）までの省令番号相当の番号が必須であり、読替表も細分類まで対比できる読替表が必要であるとの意見が強くあります。一方、細分類項番までの読替表を作成すると該非判定など社内管理上の問題は解決できるものの、重複規制等の関係から、一部細分類番号がEU規制リストと一致しないものが出てくることから、海外子会社との情報共有に支障をきたすことも想定されます。

国際化によってEU規制リストとの対応関係が1対1対応となり、EU規制リストとの比較が容易になることを考えると、一部細分類番号に違いが出てきても詳細な読替表が必要であると考えています。この詳細な読替表をどのような形で担保するのが論点となります。

4.2 WMD優先分類の考え方・WA優先分類の考え方

WAと他の国際輸出管理レジーム（WMD関連レジーム）とで同一貨物を重複規制している場合、EU規制リストではWA貨物として分類しているが、日本の現行法令上はレジームのガイドライン遵守の観点からWMD関連レジーム貨物として分類しており、重複規制があった場合はEU規制と規制内容が異なってきます。レジームのガイドラインを遵守する観点からは、より厳しい管理が求められるWMD関連レジーム優先の方が分かりやすい訳ですが、EUにおいてもレジームのガイドラインを遵守することは同じで、例えば、ドイツではWA貨物として分類される工作機械であってもWMD関連レジーム（NSG）で規制されるものが含まれることから、NSGガイドラインを適用した運用となっています。

運用の分かりやすさなども踏まえて、優先分類の違いにどう対処するのが論点となります。